

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公表番号】特表2013-512168(P2013-512168A)

【公表日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2013-017

【出願番号】特願2012-540331(P2012-540331)

【国際特許分類】

C 04 B	28/26	(2006.01)
C 04 B	18/14	(2006.01)
C 04 B	14/04	(2006.01)
C 04 B	14/22	(2006.01)
C 04 B	18/16	(2006.01)
C 04 B	18/08	(2006.01)
C 04 B	14/10	(2006.01)
C 04 B	14/14	(2006.01)

【F I】

C 04 B	28/26	
C 04 B	18/14	A
C 04 B	18/14	F
C 04 B	14/04	C
C 04 B	14/22	
C 04 B	18/16	
C 04 B	18/08	Z
C 04 B	14/10	B
C 04 B	14/14	
C 04 B	14/04	Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年9月3日(2014.9.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

高炉スラグ、スラグ砂、粉碎高炉スラグ、電熱式燃スラグ又は鉄鋼スラグから選択される潜在水硬性バインダーの少なくとも1つを、10~30質量部、

沈降シリカ、熱分解法シリカ、マイクロシリカ又はガラス粉末から選択される非晶質シリカの少なくとも1つを、5~22質量部、

渴炭フライアッシュ、石炭フライアッシュ、メタカオリン、火山灰、凝灰岩、火山土、ポゾラン又はゼオライトから選択される反応性充填剤の少なくとも1つを、0~15質量部、並びに

実験式 $m \text{SiO}_2 + n \text{M}_2\text{O}$ を有する化合物から選択され、その際、MはLi、Na、K又はNH₄であり、m:nのモル比の値は、3.6以下であるケイ酸塩の少なくとも1つを、3~20質量部

を有する無機バインダー系であって、

12~25質量%のCaOを含み、

硬化のために、10～50質量部の水を必要とし、かつ

潜在水硬性バインダー、非晶質シリカ及び任意の反応性充填剤は、第1の成分として存在し、ケイ酸塩は、少なくとも、硬化のために必要とされる水の量と一緒に、第2の成分として存在していることを特徴とする、前記無機バインダー系。

【請求項2】

15～25質量部の潜在水硬性バインダー、

5～17質量部の非晶質シリカ、

0～10質量部の反応性充填剤、及び

4～15質量部のケイ酸塩を有する、請求項1記載のバインダー系。

【請求項3】

以下の酸化物組成：

30～70質量%のSiO₂、

2～30質量%のAl₂O₃、

12～25質量%のCaO、及び

5～30質量%のM₂O

によって特徴づけられる、請求項1または2記載のバインダー系。

【請求項4】

以下の酸化物組成：

45～60質量%のSiO₂、

5～15質量%のAl₂O₃、

12～25質量%のCaO、及び

5～20質量%のM₂O

によって特徴づけられる、請求項1～3のいずれか1項に記載のバインダー系。

【請求項5】

m:nのモル比の値は、1.7以下であることを特徴とする、請求項1～4のいずれか1項に記載のバインダー系。

【請求項6】

不活性充填剤及び/又はさらなる添加剤が任意で存在する、請求項1～5のいずれか1項に記載のバインダー系。

【請求項7】

20質量%以下のセメントが存在する、請求項1～6のいずれか1項に記載のバインダー系。

【請求項8】

MはNa又はKであることを特徴とする、請求項1～7のいずれか1項に記載のバインダー系。

【請求項9】

m:nのモル比の値は3.0以下であることを特徴とする、請求項1～8のいずれか1項記載のバインダー系。

【請求項10】

m:nのモル比の値は2.0以下であることを特徴とする、請求項1～8のいずれか1項記載のバインダー系。

【請求項11】

m:nのモル比の値は1.20以下であることを特徴とする、請求項1～8のいずれか1項記載のバインダー系。

【請求項12】

硬化のために、20～40質量部の水を必要とすることを特徴とする、請求項1～11のいずれか1項に記載のバインダー系。

【請求項13】

請求項1～12のいずれか1項に定義されたバインダー系を含有するモルタル、かた練リモルタル又は継目グラウト。

【請求項 1 4】

凝結、7日間の硬化に続く、酸、塩基及び／又は水中における3日間の貯蔵後、DIN EN 13888に従って測定された、 15 N mm^{-2} を上回る圧縮強度を有することを特徴とする、請求項13記載のモルタル。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

本発明の無機バインダー系は、好ましくは、10～30質量部の潜在水硬性バインダー、5～22質量部の非晶質シリカ、0～15質量部の反応性充填剤及び3～20質量部のアルカリ金属ケイ酸塩を有する。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

より好ましくは、本発明の無機バインダー系は、10～30質量部の潜在水硬性バインダー、5～20質量部の非晶質シリカ、0～15質量部の反応性充填剤及び3～20質量部のアルカリ金属ケイ酸塩を有する。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

特に好ましくは、本発明の無機バインダー系は、15～25質量部の潜在水硬性バインダー、5～17質量部の非晶質シリカ、0～10質量部の反応性充填剤及び4～15質量部のアルカリ金属ケイ酸塩を有する。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

硬化のために必要な水の量は、(無水)無機バインダー系の全質量に対して、好適には、10～50質量部、好ましくは20～40質量部である。すなわち、硬化のために必要な水の量は、無機バインダー系の構成成分としてみなされない。